

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	第12回加東市社地域小中一貫校開校準備委員会
開催日時	令和4年11月15日(火)19時30分から20時30分まで
開催場所	加東市役所 2階 201会議室
議長の氏名 (委員長 松井敏)	
出席及び欠席委員の氏名	
【出席委員】29人	
佐々木正利委員 津田美紀委員 松井 敏委員 石井英昭委員 塩寺一博委員 臼井純男委員 西嶋和泰委員 臼井いづみ委員 ライアン慶子委員 小川健太委員 玉井秀知委員 中村太一委員 林 智子委員 稲継健太郎委員 大西康之委員 小藪宏明委員 岸本吉博委員 藤原路寛委員 大畑美幸委員 西田千枝子委員 井上奈美子委員 登 光広委員 阪野弘明委員 藤原良二委員 上月幸代委員 福井 明委員 木田丹子委員 平川真也委員 藤本紀行委員	
【欠席委員】5人	
樹梨林三委員 井本和樹委員 岡田吉孝委員 依兼計博委員 藤原正典委員	
説明のため出席した者の職氏名	
田中寿一教育長職務代理者 後藤純子教育委員 岸本恵一教育委員 別惣裕美子教育委員	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	
教育長 藤原哲史 こども未来部長 広西英二 教育振興部長 田中孝明 こども未来部参事(兼学校教育課長) 井上 聡 こども未来部参事(小中一貫教育担当) 神田英昭 教育振興部教育総務課 課長 前中公和 こども未来部学校教育課 副課長 井上裕子 こども未来部小中一貫教育推進室 室長 丸山真矢 同 副課長 高田 篤 同 係長 原 英孝 同 係長 輛 あゆみ 同 主査 柴崎俊之 同 主事 上山裕之	

議題、会議結果、会議の経過及び資料名

**【議題】**

- (1) 通学路（案）について
- (2) 校訓、校章、校歌の決定方針について

**【報告】**

- (1) 制服等の制定について

**【会議結果】**

議題（１）～（２）について資料に基づき、審議しました。  
報告（１）について資料に基づき、事務局から報告しました。

**【会議の経過】**

**1 開会**

教育長あいさつ

（委員長）

みなさん、こんばんは。

お仕事でお疲れのところ、第12回開校準備委員会にお揃いでご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

話は変わりますが、テレビを見ておられますと、新型コロナ感染がですね、急速に増えて参りまして、近隣の市町ですけれども、学級閉鎖あるいは学校閉鎖が行われるというふうなことを聞いております。

これからの推移ですね、非常に気になるところですが、感染対策を十分とってですね、会議を始めたいと思いますので、どうぞ協力よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議題でございますが、通学路の案について、そして、校訓・校章・校歌等につきまして、協議いただくことになっております。

これらの案につきましては、学校運営委員会で方針等を決定していただいておりますので、後ほど、学校運営委員会代表の方から報告があるかと思いますが、これの件につきまして、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます、最初の挨拶とさせていただきます。

**2 議事**

- (1) 通学路（案）について

（委員長）

それでは議事の方を進めさせていただきます。

議事の（1）通学路（案）について、学校運営委員会代表から説明をお願いいたします。

（委員）

徒歩通学路（案）について、6月30日と10月11日に学校運営委員会を開催し、協議を行った内容について報告します。

資料1をご覧ください。

社地域の徒歩通学路（案）になります。

徒歩通学路（案）は、各地区区長・役員にも危険な箇所が無いか確認してもらうことが必要ということで、各小学校を通じ、PTA・地区とで徒歩通学路（案）について協議していただきました。

詳細は、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、通学路（案）の詳細について、ご説明させていただきます。

徒歩通学路について、区長様をはじめ、いつもお世話になって見守り隊の皆様にもご確認をいただきたいため、小学校を通じ、PTA・地区とで徒歩通学路について協議していただきました。

児童の集合場所から小中一貫校までの安全な徒歩通学路、集合場所からバス発着場までの安全な徒歩通学路を選定していただいています。

1 ページですが、社地域の徒歩通学路、社・福田・米田・三草小学校区の徒歩通学路（案）となっています。

緑の丸が地区公民館等の集合場所、赤色の丸がスクールバスの拠点、青色の線が、今回、PTA と地区との協議により選定していただきました徒歩通学路、緑色の線がスクールバスの経路となっています。

2 ページ以降には、各小学校から提出していただいた各地域の徒歩通学路案を添付しています。

2 ページをご覧ください。

上の図ですが、社1区の児童が、ルーテル教会のところで集合し、小中一貫校まで歩いていくルートというようになっています。

続いて、10 ページをご覧ください。

上の図、野村地区の徒歩通学路になりますが、野村地区の児童はスクールバスの対象になっていますので、集合場所の野村公民館からスクールバスの拠点である上田公民館まで歩いていくルートとなっています。

また、27 ページ以降には、鴨川小学校区の徒歩通学路案を添付しています。

1 ページにお戻りください。

選定していただきました通学路ですが、課題もあります。

社1区、2区、3区の通学路となっている市役所の南側の道路を歩いていくルートですが、ちょうど嬉野という文字が書いてあるあたりですが、国道 372 号を横断することになります。

現在、横断する箇所は、横断歩道はありますが、信号機がありませんので、登校時、通勤車両と重なり自動車の渋滞等が予想されます。

押しボタン式の信号機の設置や通学路の再検討が必要であると考えています。

また、PTA が地区と協議をされる中で、地区から教育委員会事務局に要望が上がってきておりますので、ご報告させていただきます。

一つは上三草地区です。

上三草地区は、集合場所が上三草公民館となっており、小中一貫校まで徒歩通学する地区となっています。

図面の上三草地区と山口地区の間に、☆印で 4 k m 個別対応必要と記載しているところがありますが、☆印は上三草地区内ですが、実際の通学距離が 4 k m を越える箇所となっています。

学校までの通学距離が 4 k m を超える場合は、個別対応が必要と考えており、個別対応として、まずは、遠距離通学申請をしていただき、保護者の方が地区の集合場所まで送迎していただき、同じ地区の児童と一緒に徒歩通学する方法を検討していただきたいと考えています。

それが困難な場合は、最寄りのスクールバスの拠点に送迎または歩いて行き、そこからスクールバスで通学する方法があります。

上三草地区から、仮に 4 k m を超える児童が山口公民館からスクールバスを利用すると、地区内で、徒歩通学する児童とスクールバス通学する児童とに分かれてし

まうこと、また、児童数も少なく、通学時間が長いこと等から、上三草地区全体をスクールバス通学にして欲しいと要望がありました。

これまでの通学方法を決定してきた経緯等を説明させていただきましたが、継続してスクールバス通学を望んでおられます。

また、東実地区からは松尾地区と合流するまでの通学路等が安全ではないことから、スクールバス通学に変更して欲しいと要望がありました。

徒歩通学路の選定については、東実公民館から一度、国道 175 号に出てから出水と合流し、小中一貫校まで歩いていくルートが提出されています。

しかし、このルートは通学距離が 4 km を越えますので、現在の課題として認識しているところです。

その他の地区からも問い合わせや要望もお受けしております。

令和 3 年に開校しました東条学園では、昨年 12 月に新校舎が完成し、今年の 1 月から新しい通学路で、児童・生徒が登下校しています。

スクールバスの運行については、一定期間経過後に検証を行い、必要に応じて変更を行っていきたいと考えています。

東条学園での検証後、基本的な運用方針を見直した場合は、社地域も同様の運用方針を適用してまいります。

基本的には、この通学路案で進め、継続して協議が必要な地区については、学校関係者・PTA・地区との協議により、よりよい運用をしていきたいと考えています。

社地域については、来年度、新しい通学路の危険箇所を調査し、開校 1 年前の令和 6 年度に安全対策・通学路の整備を行い、より安全な通学路で令和 7 年 4 月の開校を迎えたいと考えています。

今回お示ししています徒歩通学路（案）ですが、お気づきの点等ございましたら、ご意見等をお願いします。

通学路（案）の説明は以上です。

（委員長）

質問・意見等ございませんでしょうか。

（委員）

徒歩通学路という事だったんですが、バスで通う子ども達もバス停までは通学路で歩くと思うんで、そこについても市や学校の方できちっと通学路を把握していただいて危険箇所の点検を行うだとか、登下校指導についても学校や市の方でお願いをしたいなと思っています。

実際、今学校の方に危険箇所で上げている場所でなかなか改善がされないまま、ずっと何年も来ている状態でこれからもそこを通学路として使う場所がいくつかあるのでそういった場所も検討していただいた上で、徒歩通学と同様にバス停までの通学路っていうのも、点検と整備をお願いしたいと思っています。

（事務局）

説明不足で申し訳ございません。

資料 1 ですが、徒歩で小中一貫校まで歩いていく徒歩通学路とバスの発着場まで歩いて行くルートを含んでおります。

今回、小中一貫校に歩いていく通学路だけではなくて、新しいバスの発着場まで歩いていく徒歩通学路を選定していただいておりますので、初めての通学路になってくるところがたくさんございますので、来年度、危険箇所の点検をしていただいて、改善整備が必要なところにつきましては、令和 6 年度に改善改修を行いたいと考えております。

（委員長）

ほかございませんか。

(委員)

先ほど話がありました上三草地区の事なんですけれども、山口のバス停から、上三草公民館までバスが来るとか、その場所に集まるのではなくて、バスがそちらの方に行くということを検討はされていらっしゃるのでしょうか。

これ一本なので、わざわざ行かなくてもバスがこちらに来るので、そういったことも可能ではないかなと思うんですが、検討はされていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

現在、上三草地区ですが、社の小中一貫校から半径で3km圏内の地区になってございます。

運行方針におきましては徒歩で、小中一貫校まで歩いてきていただく地区になっております。

山口公民館からバスが上三草地区まで来ることを検討しているかということでご質問ですが、今の段階で言いますと、一旦は現在の基本方針のとおり、徒歩通学をお願いしているところです。

ただ、小中一貫校までが4kmを超える方につきましては個別の対応が必要ということで、考えておるところでございます。

以上でございます。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

施設整備委員会の委員さんにつきましては、この件、初めての協議になろうかと思いますが、何かございましたら、発言いただければと思います。

それでは、意見等無いようでございますので、これらの通学路の問題につきましては、基本的には今お示ししました、案で進めていただき、先ほど事務局から説明がありましたとおり、社1区から社3区、あるいは上三草地区、東実地区については、再検討の必要があるということを聞いておりますので、今後よりよい方法で協議してもらい、基本的にはこの案です、進めていきたいというふうに考えておりますので、そのようにまとめさせていただいて結構でしょうか。

[異議なし]

(委員長)

意見ないようでございますので、この案のとおり運用をさせていただいて、再検討の部分については、十分検討して、また、ご報告をさせていただくということでよろしく申し上げます。

(2) 校訓、校章、校歌の決定方針について

(委員長)

次に議事(2)校訓・校章・校歌の決定方針についてを議題とします。

校訓・校章・校歌についてそれぞれ別々に協議したいと思います。

学校運営委員会代表から説明をお願いします。

(委員)

それでは、校訓、校章、校歌の決定方針について、こちらも6月30日と10月11日の学校運営委員会で協議を行った内容について報告させていただきます。

それでは、資料2をご覧ください。

最初に校訓についてです。

社地域小中一貫校「社会学園」の校訓につきましては、社地域6校の学校長から「自律・寛容・不屈」を提案していただきました。

その趣旨・思いについて、6学校長を代表して社中学校の校長先生に説明をお願い

いしたいと思います。

(委員)

失礼します。

先ほど学校運営委員会代表からありましたように、6月30日に行われました第7回学校運営委員会で社中学校区6校長に校訓(案)の作成が打診されたことを受け、10月11日の学校運営委員会で校訓(案)について提案させていただきました。その内容についてご説明させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。

社地域小中一貫校校訓(案)として「自律・寛容・不屈」の三つの言葉を提案させていただきます。その理由ですけれども、校訓は、学校が定める目標であったり、学校の方針であったり、そういうものを言葉として表したものとなります。

そのため、社地域小中一貫教育そのものが目指す子ども像、それこそが校訓に結び付くのではということから、社地域小中一貫教育グランドデザインで目指す子ども像である、「自ら学びよく考え行動できる子ども」、「豊かな心で自分も他者も大切にできる子ども」、「明るく健康でたくましく生きる子ども」、この3つの目指す子ども像からそれぞれ「自律・寛容・不屈」の3つの言葉を提案させていただきました。また、平成22年度から社中学校の学校教育目標として、受け継がれており、現在も社地域小中一貫教育の教育目標になっております、「向上心」については、低学年の子どもにも分かりやすい言葉で表現した、簡単なものとして位置付けていくということで提案させていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは校訓の「自律・寛容・不屈」について、皆様からご意見、ご質問をお願いします。

校訓につきましては、先ほども説明がございましたとおり、中学校の校長先生、そして小学校の校長先生から提案をいただいておりますので、「自律・寛容・不屈」として、教育委員会へ報告をさせていただきます。

[異議なし]

(委員長)

続いて、校章の決定方針について、説明をお願いします。

(委員)

次に、校章についてです。

資料2の1ページをご覧ください。

校章の決定にあたっては、その手法として、公募する方法とその他として、プロのデザイナーに依頼する方法を協議しました。

協議の結果、地域の皆さんから愛され親しまれる学校になることを願い、社学園のシンボルとなる校章デザインを市内の方から募集するのが良いということになりました。

募集要項(案)や応募用紙(案)を作成していますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、校章デザイン募集要項についてご説明いたします。

座って失礼いたします。

資料2の3ページをご覧ください。

募集の期間ですが、令和5年1月4日(水)～2月28日(火)とします。

募集資格については、加東市内にお住まいの方、または6小中学校の卒業生などのゆかりのある方としています。後ほど説明しますが、賞金の件がありますので、未成年者については、保護者の同意を必要といたしました。

次に応募方法ですが、郵送または持参、もしくは電子メールのいずれかの方法で応募いただきます。応募用紙については、5、6ページのチラシを社・滝野・東条の各公民館に設置。また、市のホームページからもダウンロードできるようにします。児童生徒にもたくさん応募いただきたいので、7、8ページの児童生徒用チラシを冬休み直前に社地域6小中学校の児童生徒に配布する予定です。

続いて、5の賞金ですが、最優秀賞の応募者に対して5万円、優秀賞・特別賞の応募者には粗品を贈呈します。特別賞については、4ページの6選考方法に触れていますが、児童生徒の応募者の中から選出したいと思っています。なお、選考方法は、応募された作品すべてを学校運営委員会の方々から選考いただいて数を絞った後、開校準備委員会にて最優秀賞1名、優秀賞数点、特別賞1点を決めていただくこととなります。今年度内に校章を決定したいと考えています。

次に7の優秀作品の発表ですが、選定作品の応募者に直接通知します。また、市ホームページにて作品掲示を行います。応募者に対して個別の通知は行いません。

最後に応募に関する留意事項として、

- (1) 1人1点の応募であり、オリジナル作品に限ること
- (2) 作品はカラー・単色のどちらでもよいことと、グラデーションを使用しないこと
- (3) 応募作品の返却はしないことと応募された校章は市教委に帰属すること
- (4) 選定作品を修正・補正を行う場合があること
- (5) 応募に係る費用は、すべて応募者負担となること
- (6) 応募者の個人情報、今回の目的以外には使用しないこと
- (7) 知的財産権に触れないように配慮を願うこと。デザインの類似、盗用等が認められた場合は、採用を取り消すことがあること

以上の、留意事項を挙げています。

なお本募集に対する周知方法ですが、先ほどお話しした社地域6小中学校の児童生徒へのチラシの配布と社・滝野・東条の各公民館へのチラシの設置だけでなく、市の広報1月号及び文字放送にてお知らせし、新聞社には情報提供する予定です。

以上が校章デザイン募集要項の説明になります。

(委員長)

それでは、校章についてご意見、ご質問等お願いします。

それでは質問がないようですので、校章につきましては、市内在住の方または、小中学校にゆかりのある方を対象に校章デザインを募集して、当委員会が入賞者を決定し、のちに教育委員会へ報告をするということにさせていただきます。

〔異議なし〕

(委員長)

続いて、校歌の決定方針について説明をお願いします。

(委員)

次に、校歌についてです。

資料2の1ページにお戻りください。校歌の制作につきましては、作詞者・作曲者を選び制作をお願いすることになります。

その作詞者・作曲者の選定にあたって協議を行った結果、兵庫教育大学に依頼するのが良いということになりました。

兵庫教育大学は、社地域にある大学で、開学以来、加東市の教職員や子どもへの指導、学生と子どもたちとの交流等、加東市の教育に深くかかわっています。

社学園の校歌を子どもたちのことをよく理解した教育大学の教授に、作詞・作曲をお願いすることで、親しみやすい愛着を持てる校歌ができるものと期待します。

また、作詞についても、誰もが愛着を持ち続けられる校歌にするために、校歌に加えたいフレーズを子どもたちや地域の方から募集し、それを作詞の参考にしてもらうのが良いということになりました。

それでは、同じく募集要項（案）及び応募用紙について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、校歌フレーズ募集要項についてご説明します。

資料2の9ページをご覧ください。

募集の期間及び募集資格ですが、校章デザインの募集と同じ令和5年1月4日（水）～2月28日（火）とし、募集資格についても、加東市内にお住まいの方、または6小中学校の卒業生などのゆかりのある方としています。後ほどご説明いたしますが、フレーズの募集については、賞金はありませんので、未成年者についての保護者の同意は削除しています。

次に応募方法ですが、郵送、持参、電子メール、FAXのいずれかの方法で応募いただきます。校章デザインと違い、文字だけの応募になりますので、FAXも可としています。応募用紙については、校章デザインの募集と同様、11、12ページのチラシを社・滝野・東条の各公民館に設置、また、市のホームページからもダウンロードできるようにします。児童生徒に対しては、13、14ページの児童生徒用チラシを冬休み直前に社地域6小中学校の児童生徒に配布する予定です。

続いて、5の応募いただいたフレーズの取り扱いですが、応募いただいたフレーズを事務局にてとりまとめ、作詞者の方に歌詞作成の際の参考資料として提供いたします。校章デザインのように、選考して賞金を渡すということはずせず、応募いただいたフレーズはすべて作詞者の方にお渡しします。

そのため、6のフレーズ採用結果の発表に記載しているように、結果の通知は行いません。自身の応募したフレーズが採用されたかどうかは、校歌完成後、市のホームページ等で発表し、そこで確認いただくこととなります。

最後に7の応募に関する留意事項として、

- (1) 1人5点までの応募とします。
- (2) では、先ほどお話ししたように、フレーズは作詞者に参考としてお渡しすること。そのため、応募されたフレーズが必ず校歌に入る訳でないこととします。
- (3) 応募された作品に対して法的紛争が生じた場合は、その責任・費用は応募者にあること
- (4) 制作された校歌の著作権は、加東市教育委員会に帰属すること
- (5) 採用されたフレーズは、一部修正する可能性があること
- (6) 応募に係る費用は、すべて応募者負担となること
- (7) 応募者の個人情報、今回の目的以外には使用しないこと
- (8) 応募用紙は返却しないこと

以上の、留意事項を挙げています。

なお、本募集に対する周知方法ですが、校章デザインの募集と同じく、社地域6小中学校の児童生徒へのチラシの配布と社・滝野・東条の各公民館へのチラシの設置。市の広報1月号及び文字放送にてお知らせし、新聞社には情報提供する予定です。

（委員長）



それでは校歌につきまして、皆様方に質問等お願い致します。

質問等はないようでございますので、校歌の作詞・作曲につきましては、兵庫教育大学に適任者の選任を依頼します。

また、作詞の参考にしてもらうためのフレーズの募集要項の説明がございましたが、校歌に加えたいフレーズを市内の方から募集するというので進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは予定をいたしておりました協議につきましては、終了しますので、ここで進行を、はい、どうぞ。

(委員)

失礼します。

(1)の通学路の時に言ったらよかったです、歩いて通学する所は歩かれたりはしたんでしょうか。大人が歩いても本当に遠い距離やと思うんです。直径3kmと言われてましたけど、直径やからたぶんもっと増えると思うんですね。それは決まりやからと言われてしまったら、おしまいかもしれないですけど、実際、遠い方ってたぶん各自で送って来られる方が増えると思うんですね。

うち家が藤田南地区で、よく中学校の横の道も通るんですけど、今でさえ送り迎えの方がすごく多くて、決まりでは社中学校の北駐車場に止めて子どもを降ろしてくださいと言う事やけど、結局道に止めておろす方もあって、道も狭いし渋滞する事が多いんです。

一緒になったらどうなるのかとか、あそこの道を広げるとか、考える事があるんじゃないかなと思います。

私も思っているし、地域の方も心配されてるのかなと思います。通学路を1回歩いてもらえたらと思うんです。子どもの足で徒歩通学ってすごいストレスやと思うんです。私も犬の散歩で歩くんですけど、4kmたぶん歩けないと思います。何kmか荷物背負ってみて歩いてもらいたい。前に集まった時にも言ったと思います。今、私は施設整備委員会所属で通学路の話に加わってないんですけど、この話たぶん進まない可能性あるなと思って意見させて頂きました。

(委員長)

ありがとうございました。

通学路の現地踏査ということだと思うんですが、事務局お願いします。

(事務局)

現地調査をしたのかというご質問なんですけども、実際上三草地区から要望が上がってきた際に、事務局の方で歩いております。

9月の暑い時期、しかも低学年の下校時間に合わせて歩きました。事務局は大人ですけども、ランドセルをイメージして荷物を持って歩きました。

3.7kmメートルありました。

1時間弱、子どものペースを考えて歩きました。

実際おっしゃる通り、暑い時期ですので、この暑さ対策であるとか、1時間かけて歩くことへの課題は認識しております。

また、それだけではなくて、冬場ですね、日照時間の短い時期もございます。

そういった課題を認識していますので、現在の東条学園が、一定期間、1年経ちますので、東条地域の方々の実際の通学の様子を実際にお聞きしまして、それをもとに検討していくということを計画しております。

あわせて、上三草地区も東条地域の検証後には、同様な方針を適用していくという考えであります。

また、3.7kmという距離は、現在、社小学校区内の中でも、その距離を歩いている地区がございまして、そこも実際、子どもたちの様子をどのように歩いているの

かっていうところも、事務局も一緒に歩いて検証しております。

実際、1年生、4月・5月には、見守り隊の方によりますと、1時間かけて登校しますので、ちょっとしんどい様子を見せてるんだけど、それでも、1学期を終えて、慣れるにつれて、足取りはしっかりしてきてるよというご意見もいただいております。

ただ、3.7kmという距離が長いということは認識しております。

以上です。

(委員長)

今の説明でよろしいでしょうか。

通学路につきましては、非常に関心の高いことだと思いますので、先ほど申し上げましたとおり、今後、再度検証すること、或いは今後新しいことが上がってきましても、これら十分にですね、再検討をしていただくということでよろしくお願ひします。

それでは今、通学路のことが再度出ましたが、議事を閉めますが、今までの件で質問ないでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

それでは進行の方、事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

### 3 報告

(1) 制服等の制定について

(事務局)

失礼します。

続きまして、制服等検討部会の報告をさせていただきたいと思ひます。

座って失礼いたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。

社学園制服等検討部会は、新しくできる社学園の制服や体操服等について検討していただく組織です。

制服等検討部会は、社地域小中学校から各校保護者代表2名と各校の校長先生の計18名で構成しています。小中一貫校に関することを決めていただいておりますので、開校準備委員会の皆様にも、制服等検討部会の協議結果について、ご報告させていただきます。

制服等検討部会では、委員の中から代表と副代表を決定し、代表による進行のもとで協議していただいております。

また、制服や体操服を協議する際の資料として、事前に資料3の3ページから7ページに掲載しておりますアンケートを社地域小中学校の保護者に実施しております。

資料3の1ページにお戻りください。

令和4年8月30日に開催しました第1回の部会の協議結果を報告致します。

①制服の導入時期については、中1からの導入を望む声が多かったものの、ステージ制の意義を考慮し、第2ステージが始まる5年生からの導入を望む声もあったので、継続協議していくことになりました。

②制服のデザインについては、新デザインの方向でまとまりました。男女兼用できるもの、男女共に選択できるものを望む声が多く、ブレザータイプになりました。

③体操服のデザインについては、1年生から9年生までが同じデザインにするこ

とでまとまりました。新しいデザインにするか、現行の社中学校のデザインにするかは、現社中学校の体操服を見て判断することになりました。

続きまして、第2回の部会の協議結果をご報告させていただきます。

②制服の導入時期については、基本は7年生(中1)からの導入とし、5・6年生は任意での購入も可能とすることになりました。

その理由としては、

- ・加東市が推進する小中一貫教育は、第1ステージの1～4年生、第2ステージの5～7年、第3ステージの8・9年生の3つのステージ制をとり、それぞれの発達段階に応じたきめ細かな指導を行っていること。特に第2ステージは、6-3制にはない、小中のつながりを大切にした教育活動を行い、成果があがっていること。
- ・制服の着用は、7年生への憧れの心を育て、自覚を促す働きがあること。
- ・5年生以上の導入を望む保護者の声(17.4%)が一定数あったことにも配慮したこと。

等からです。

③体操服のデザインについては、現行社中学校体操服を望む声とデザイン一新を望む声が同数であったので、次回、デザイン変更による価格差等の情報を提示して再検討することになっております。

④通学カバンについては、現行社中学校のカバンとリュックタイプを比較して検討し、リュックタイプにすることに決定しました。

⑤制服・体操服の導入年度については、制服については、令和6年度の中1(7年生)から導入し、令和7年度開校年度には、7・8年生が新制服を着用し、9年生が従来 of 制服を着用します。また、5・6年生についても着用を可能とします。体操服についても、令和6年度の中1(7年生)と新1年生が新体操服を着用します。令和6年度は、各小学校で1年生のみ新体操服になります。令和7年度の開校年度には、1・2・7・8年生が新体操服を着用し、9年生が従来 of 体操服を着用します。なお、令和7年度の3年生から6年生は、旧小学校の体操服も着用可能とし、買い替えのタイミングで新体操服を購入していただくこととしています。

次回、12月17日の第3回検討部会では、企業選考会を実施して、今後、制服を製造する企業を決定したいと考えています。

報告は以上です。

#### 4 今後のスケジュールについて

(事務局)

今後のスケジュールにつきまして説明させていただきます。

本日、説明させていただきました社学園の校章のデザイン、校歌のフレーズにつきまして、来年の1月から2月の末にかけて募集を行います。

募集後すぐに、事務局の方で取りまとめを行いまして、来年の3月になりますが、学校運営委員会の方を開催させていただきたいと考えております。

学校運営委員会の方で、校章デザインを数点に絞っていただきまして、同月3月に開校準備委員会の方を開催させていただきたいと考えております。

開校準備委員会におきまして、校章デザインの入賞作品の決定を行っていただきたいというところでございます。

決定後、教育委員会に報告をするということで考えております。

#### 5 閉会

**【資料名】**

資料1 社地域小中一貫校通学路（案）

資料2 社地域小中一貫校校訓・校章・校歌について

資料3 社地域小中一貫校制服等検討部会について

令和4年12月14日